

議案第7号 訴えの提起について

◆訴えの趣旨

(1) 市管理の公共施設用地内に存するコンクリート擁壁の撤去並びに当該土地の原状回復および返還を求める。

(2) 民法第703条および第704条の規定により当該土地の返還までの間使用料に相当する不当利得および利息の返還を求める。

◆訴えの理由

市管理の公共施設用地内に許可なく設置されたコンクリート擁壁の撤去などを求める通知をしたところ、相手方より債務不存在確認などの調停の申し立てがあったが、調停不成立となったため。

第7号議案 訴えの提起についてに係る擁壁の越境経緯

年月日	経緯
H10.7.21	市道錦通線に係る用地測量により土地境界確認のため大原功氏立ち合い、署名捺印。
H18.10.6	施工中の擁壁が水路敷に越境していることを市担当者が確認。
H18.11.1	市は大原功氏および親族に対し擁壁の移設通告。
H18.12.11	市は大原功氏に対し宅地開発指導要綱事前協議結果通知をし、擁壁の移設を再度求めた。
H18.12.12	計画中の建築物が水路境界にはみ出ない旨の誓約書が大原功氏および親族から市へ提出された。
H18.12.13	市は計画中の建築物が水路境界にはみ出ない旨の通知を大原功氏および親族に通告。
R1.8.6	加藤明由氏より、弥富市監査委員に対し住民監査請求書が提出。
R1.8.22	市は大原功氏に対し、擁壁の撤去について通知書を手渡し、かつ不当利得返還に係る誓約書の提出を求めた。
R1.10.4	監査委員から市長に対し監査結果の通知があり、2年以内に擁壁の撤去および不当利得の返還請求の勧告があった。
R1.11.19	市は、大原功氏代理人弁護士へ、コンクリート擁壁撤去の2年以内の実施と不当利得の返還請求をした。
R1.11.19	大原氏代理人弁護士より民事調停の申し立てがあり、津島簡易裁判所より令和2年1月16日に行われる債務不存在確認等調停事件の調停期日呼び出し状を市が受理。
R1.1.16	津島簡易裁判所にて、債務不存在確認等申立て事件の調停開催。大原氏代理人弁護士から水路用地の買い取り申し出を提案されたが、市は監査結果に基づき、擁壁撤去および不当利得返還を求めた。
R2.2.20	第2回調停が開催されたが、双方、話し合いによる解決が図れなかったため、調停不成立となった。
R2.2.27	大原氏訴訟代理人弁護士から債務不存在確認等請求事件の提訴予告があった。
R2.3.9	3月議会 7号議案 訴えの提起についてを上程した。

第7号 訴えの提起についてに対し **賛成** 那須英二議員

市の貴重な財産である公用地・水路を不法占用されている問題に対して、市の土地との境界を平成10年に本人立ち合いの下で確認されているのに、境界を越境し、擁壁部分をはみ出して作っている。

しっかりと市の主張を行い、早急な解決を図るためにも、一刻も早く市には裁判の準備に入っていたきたい。

一般会計予算など7議案に対し **反対** 那須英二議員

新庁舎の返済が始まる中で、下水道会計が予算を圧迫し、早急に行ってほしい安全対策・道路整備などが遅れている。

国民健康保険税の改正だが、資産割が下がる一方で均等割が跳ね上がる。少子化にも逆行しており、認められない。

下水道事業は料金収入で賄えず、6億3千万円も一般会計から拠出しなければならず、大幅に事業を見直す必要がある。

本会議最終日



▲新議場の傍聴席

弥富市議会傍聴
規則一部改正について

新庁舎完成に伴い、傍聴席が現状の28席から52席（車椅子席2席含む）に変更。



村瀬美樹氏
(61歳)の選任に同意しました。

副市長の選任